

医療事故死

京大側賠償金2800万円

京都地裁「事故隠し」は認めず

京都大医学部付属病院
(京都市左京区)で00年
3月、人工呼吸器に消毒
用エタノールが注入さ

れ、入院中の藤井沙織さ
ん(当時17)が死亡した
医療事故で、両親が京都
大と医師、看護師に計約

1億1400万円の損害
賠償を求めた訴訟の判決
が1日、京都地裁であつ
た。中村哲裁判長は「致

死量を超えて吸引させ、

エタノール中毒で死させ

た」と述べ、大学と看

護師4人に計約2800

万円の支払いを命じた。

中村裁判長は「ラベル

を見るなどして確認すべ

き注意義務を怠った」と

し、看護師4人の注意義

務違反と大学の使用者責

任を認定した。
両親は「組織的事故隠
しがあったのは明らか」
として病院ぐるみの事故
隠しによる慰謝料も求め
ていた。しかし判決は事
実を隠蔽する意図があつ
たとまでは認められな
いと退けた。医師2人に
ついては「異状を想定す
ることはできなかった」
と責任を認めなかった。

京大病院人工呼吸器エタノール事件

民事地裁判決

2006年11月2日 朝日新聞(大阪)